○内閣府告示第二百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村

二　地域再生計画の名称　「もがみ」の新たな産業の芽吹きと人づくりによる雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鶴岡市

二　地域再生計画の名称　食文化創造都市・鶴岡の推進による雇用拡大プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　鶴岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県西置賜郡飯豊町

二　地域再生計画の名称　いいで「にぎわい再現」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県西置賜郡飯豊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県鮭川村

二　地域再生計画の名称　多彩な地域資源で働き場と賑わいを創出～いきいきゆざ再構築のための雇用創造計画～

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県鮭川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県、相馬市及び南相馬市並びに福島県双葉郡広野町、**楢**葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村

二　地域再生計画の名称　『戦略的・広域的震災復興プロジェクトｉｎ相双』―「産業の再生と復興を担う中核的人材育成の広域的・戦略的な推進」と「環境と共生した新産業創出の戦略的な推進」の実現による雇用創造―

三　地域再生計画の区域の範囲　相馬市及び南相馬市並びに福島県双葉郡広野町、**楢**葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　東京都、横浜市及び川崎市

二　地域再生計画の名称　国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　東京都中央区、港区、江東区、品川区及び大田区並びに横浜市及び川崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

○内閣府告示第二百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県岩船郡粟島浦村

二　地域再生計画の名称　島全体が学びの場。学び方、働き方、暮らし方を学ぶ場として、地域が変わる。～教育の島　粟島プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県岩船郡粟島浦村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　大垣市

二　地域再生計画の名称　「ものづくり・ひとづくり」による地域雇用創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　大垣市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊豆市及び伊豆の国市並びに静岡県田方郡函南町

二　地域再生計画の名称　狩野川流域アグリツーリズモ構築プロジェクトによる雇用創造

三　地域再生計画の区域の範囲　伊豆市及び伊豆の国市並びに静岡県田方郡函南町の全域